

軽度者に対する（介護予防）福祉用具貸与に関する取扱いについて

1 確認書交付の取扱いについて

次のとおり、取扱いを変更します。

変更前

事業所は「軽度者に対する（介護予防）福祉用具貸与に関する確認依頼書」に、①医師の医学的な所見に基づき判断されたことが分かる書類、②サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより判断されたことが分かる書類を添付して提出する。市は内容の確認後、後日郵送により「軽度者に対する（介護予防）福祉用具貸与に関する確認通知書」を送付する。



変更後

事業所は「軽度者に対する（介護予防）福祉用具貸与に関する確認書」のみを提出する。市はその場で内容を確認のうえ、裏面の確認欄に受付印を押印し、確認書の写しを交付する。（即日での交付）

- (1) 制度自体の変更ではなく、事務手続きを簡略化したものです。
- (2) 確認依頼書の様式を変更し、市のホームページに掲載しています。
- (3) 添付書類は求めませんが、後日、事業所において内容の点検を行うことがあります。

2 貸与種目の追加について

平成24年度介護報酬改定において、「自動排泄処理装置」が福祉用具の貸与種目に追加されたところですが、要支援者と要介護状態区分が要介護1、要介護2又は要介護3である方に対しては、次の表のとおり認定調査結果により判断して、一定の条件に該当する場合、例外的に保険給付の対象となります。

なお、この認定調査結果に該当しない場合は、「軽度者に対する（介護予防）福祉用具貸与に関する確認書」により、市の確認を受ける必要がありますので、よろしく申し上げます。

種目	一定の条件	判断方法
自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者	
	・ 排便が全介助を必要とする者	基本調査2-6 「4. 全介助」
	・ 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1 「4. 全介助」

医師の医学的な所見	
確認した資料名	
<input type="checkbox"/>	主治医意見書
<input checked="" type="checkbox"/>	医師の診断書
<input type="checkbox"/>	担当の介護支援専門員等が聴取した居宅（介護予防）サービス計画に記載する医師の所見
医療機関（医師）名	〇〇〇〇病院（医師名 〇〇〇〇）
確認日	2012年 3月 20日
状態像	
<input checked="" type="checkbox"/>	i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に「福祉用具を必要とする状態」に該当する者 例：パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象
<input type="checkbox"/>	ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに「福祉用具を必要とする状態」に該当するに至ることが確実に見込まれる者 例：がん末期の急速な状態悪化
<input type="checkbox"/>	iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から「福祉用具を必要とする状態」に該当すると判断できる者 例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避
疾病名	パーキンソン病
心身の状態	Lドーパ内服に効果があり内服治療を継続しているが、朝方は動きにくく、起き上がりや寝返りが困難となっている。

※ 例示以外にも i) ~ iii) の状態であると判断される場合もある。

※ 疾病名・心身の状況は確認した資料から転記して記載すること。

サービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメント	
サービス担当者会議	開催（照会）日 2012年 3月 25日
	出席（回答）者 ご利用者様 ・ ご家族様 ・ 居宅介護支援事業所〇〇担当〇〇〇〇 ・ 福祉用具貸与事業所〇〇〇〇担当〇〇〇〇

※参考「福祉用具を必要とする状態」

車いす 車いす付属品	・ 日常的に歩行が困難 ・ 日常生活範囲において移動の支援が特に必要と認められる	受付 介護保険課 ・ 支所 受付者名	確認印
特殊寝台 特殊寝台付属品	・ 日常的に起き上がりが困難 ・ 日常的に寝返りが困難	認定状況	
床ずれ防止用具 体位変換器	・ 日常的に寝返りが困難	<input type="checkbox"/> 要支援1 <input type="checkbox"/> 要支援2 <input type="checkbox"/> 要介護1 <input type="checkbox"/> 要介護2 <input type="checkbox"/> 要介護3	
認知症老人徘徊感知 機器	・ 意思の伝達、介護を行う者への反応、記憶又は理解に支障があり、移動において全介助を必要としない	有効期間	
移動用リフト (つり具の部分を除く。)	・ 日常的に立ち上がりが困難 ・ 移乗が一部介助又は全介助を必要とする ・ 生活環境において段差の解消が必要と認められる	年 月 日から 年 月 日まで	
自動排泄処理装置	・ 排便が全介助を必要とする ・ 移乗が全介助を必要とする		